

家庭的保育事業等の認可の基準等について(骨子)

意義

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に基づき、国の通知等を踏まえ、児童福祉法、児童福祉法施行規則及び逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を具体的に定義するため、逗子市内の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の認可について、その基準等を定めるものです。

基準の骨子

項目	審査基準
経済的基礎	<ul style="list-style-type: none">(1) 当該事業の年間事業費の 12 分の 2 以上に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。(2) 会社更生法による更生手続き中の事業者でないこと。(3) 民事再生法による再生手続き中の事業者でないこと。(4) 債務超過となっていないこと。(5) 事業者が家庭的保育事業等以外の事業を行っている場合は、直近の会計年度において、当該事業者における全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。
社会的信望	<ul style="list-style-type: none">(1) 逗子市暴力団排除条例(平成 23 年逗子市条例第 15 号)第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する暴力団等と関係がないこと。申請主体が法人である場合は、同条第 5 号の規定に該当する法人でないこと。(2) 税金(法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等)を滞納していないこと。(3) 事業者が法第 35 条第 4 項に基づく認可保育所及び幼保連携型認定こども園を運営しているときは、直近の法第 46 条に基づく指導監査において、指摘事項が無い、当該指摘事項が改善されていること。(4) 事業者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 4 条の規定に基づく認可幼稚園を運営しているときは、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)第 14 条第 3 項に基づく監査事項において、指摘事項が無い、当該指摘事項が改善されていること。(5) 認可外保育施設を運営している者が、当該認可外保育施設を家庭的保育事業等に移行する場合には、神奈川県私設保育施設指導監督要綱(平成 14 年神奈川県要綱)に定める指導基準にすべて適合していること。(6) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。(7) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、法、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)又は社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

	<p>(8) 破産者で復権を得ない者でないこと。</p> <p>(9) 禁固以上の刑(死刑、懲役、禁固)に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこと。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、事業者としての資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが示される行為を行っていないこと。</p>
社会福祉事業に関する知識又は経験	<p>(1)か(2)のいずれかに該当すること</p> <p>(1) ①実務を担当する幹部職員が、保育所等(保育所、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいう。)において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。</p> <p>②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(事業の運営に関し、当該事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。</p> <p>(2) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。</p>
苦情への対応	<p>厚生労働省通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」に準じて、第三者委員を配置し、次の規定等を定めて実施すること。</p> <p>(1) 苦情受付担当、苦情解決責任者の配置、その他苦情解決体制の構築</p> <p>(2) 苦情解決のための手続き</p> <p>(3) 前2号に係る利用乳幼児の保護者及び事業所職員等に対する周知方法</p>
保育の内容等	<p>保育所保育指針に基づき、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1) 保護者等に不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。</p> <p>(2) 保育の計画及び実施状況や実施結果の反省や振り返りに必要な記録等を整えること。</p> <p>(3) 利用乳幼児の健康の保持及び安全の確保においては、十分に留意し、必要に応じて随時把握すること。特に、乳幼児突然死症候群の予防については正しく理解し、睡眠中の安全確認を記録として残すこと。</p> <p>(4) 計画等の作成 ア保育課程及び指導計画</p>

	<p>イ利用乳幼児の健康増進に関する保健計画</p> <p>ウ保育に従事する者及び家庭的保育事業等の自己評価の実施に関する計画</p> <p>(5) 開所時間 1日の開所時間は、各事業種別別に条例上定められた開所時間を踏まえ、地域における乳幼児の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めること。</p> <p>(6) 休業日 原則として日曜、祝日及び12月29日から1月3日までとする。なお、休業日以外の日に休業する場合は、事前に利用者に対して十分な説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>(7) 食育は保育所保育指針を踏まえ、計画的に行われなければならない。</p>
職員知識及び技能の向上等	<p>研修の機会の確保は、職員に対する研修の実施時期、その内容等に関する計画等を作成し、体系的に行わなければならない。</p>
給食の実施	<p>(1) 調理室、調理設備、食器等の衛生を厳重に管理すること。</p> <p>(2) 利用乳幼児の年齢、発達段階及び健康状態に配慮した給食内容とすること。</p> <p>(3) 検食を実施し、給食に関する記録等を整えること。</p> <p>(4) アレルギー対応マニュアル等を作成し、組織的に行わなければならない。</p> <p>(5) その他、厚生労働省が作成した保育所における食事の提供ガイドラインに準ずること。</p>
設備の基準	<p>(1) 乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの(以下「有効面積」という。)が、面積基準をそれぞれ満たしていること。なお、これらの部屋を複数有する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計して差し支えないものとする。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室において、乳児と幼児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーサークル等で区画し、乳児の安全確保を図ること。</p> <p>(3) 屋外遊戯場が当該事業所の付近にある代替地とする場合は、次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。</p> <p>イ屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、事業所から代替地までの距離が乳幼児同伴においても徒歩10分程度であり、その移動に当たって安全が確保できること。</p> <p>ウ当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有するものが、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、事業所による安定的、かつ、継続的な使用が確保されると認められるものであること。</p>
職員の基準	<p>・法第6条の3第1項第9号に規定する家庭的保育者は、年齢満25歳以上満66歳未満の者であること。ただし、満66歳に達したときは、達した日以後における最初の3月31日までとする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第29条第1項、同31条第1項、同34条第1項及び同44条第1項に規定する調理業務の全部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）の2から6に準じていること。 ・ 保育に直接従事する職員の計算は、条例で規定する保育士等保育に直接従事する職員(以下「保育士等」)の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位(小数点2位以下切捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を比較し、いずれか多い方とする。なお、実際の保育に当たり配置する保育士等の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法により算出するが、算出した結果、必要保育士等数が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。 ・ 保育に直接従事する職員は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の職員(各事業所の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結んでいる者(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。))で、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が当該事業所であり、かつ、従事すべき業務が保育であるものであって、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務する者をもって確保することを基本とする。
事業に使用する建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施する建物は、建築基準法に基づく建築確認を受けた建物であること。 ・ 事業所を賃貸借により設置する場合は、契約期間が5年以上であること。
利用乳幼児の調整	<p>利用乳幼児は、保護者の申込みに基づき市が利用調整した児童とする。ただし、当該事業者の保育環境等により当該児童の保育を受託ではない場合は、市と協議するものとする。</p>
事業者の遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> (1)知識経験を有する保育士を配置すること。 (2)利用乳幼児の保育に関し、関係機関の必要な助言及び指導に従うこと。 (3)利用乳幼児の状態に応じた適切な処遇が図られるよう保育内容の計画・管理を行うこと。 (4)利用乳幼児の保育に従事する者（以下「保育従事者」という。）の休暇等により保育に支障をきたさないよう、利用乳幼児の保育にあたる代替職員等を配置すること。 (5)緊急時又は問題発生時において、保育従事者と事業者の代表者が円滑に連絡を取れる実施体制を整えること。 (6)保育従事者及び調理員に対し、毎月検便を実施し、年1回健康診断を実施すること。 (7)損害賠償責任保険に加入すること。 (8)保育従事者及び調理員に対し、第7条の規定に基づき、計画的・体系的に研修を受講させること。

	<p>(9)非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めること。また、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止に配慮すること。</p> <p>(10)周辺の住環境に配慮すること。</p> <p>(11)運営に当たっては、児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）の内容を十分に踏まえること。</p>
<p>連携施設との協定内容</p>	<p>(1)利用乳幼児に対する集団保育の実施や園庭の利用</p> <p>(2)利用乳幼児の状況や保育従事者の利用乳幼児への関わり方の観察及び保育状況の把握</p> <p>(3)保育従事者からの保育上の相談及び質問に対する助言及び指導</p> <p>(4)家庭的保育事業所への園だより及び保健だよりの配付</p> <p>(5)利用乳幼児（家庭的保育事業を利用している者に限る。）に対する身体測定の実施</p> <p>(6)保育環境及び保育状況等の把握を目的とした連携施設の保育所長等による家庭的保育事業所等への訪問</p> <p>(7)家庭的保育事業における代替保育の実施</p>